

中型まき網漁業の制限措置等について

漁業法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める次の中型まき網漁業について、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び岩手県漁業調整規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和 4 年 10 月 26 日

岩手県

1 中型まき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
中型まき網漁業	イカナゴ等	岩手県沖合海面	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	制限なし	5 トン以上 15 トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市に漁業根拠地を有する者	1
						岩手県内に住所を有するもののうち、大船渡市に漁業根拠地を有する者	3

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 4 年 12 月 2 日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和 5 年 1 月 1 日（令和 5 年 1 月 2 日以降の場合は許可の日）から、令和 7 年 12 月 31 日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

① 無動力漁船を使用する場合

(ア) 規則第 40 条に規定する区域内の海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域を除く。）においては、操業してはならない。

(イ) さけ、ます及びいかを採捕してはならない。

(ウ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

② 動力漁船を使用する場合

(ア) さけ、ます及びいかを採捕してはならない。

(イ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。